

近代日本の職業教育・職業訓練の経験に関する研究の概観

名古屋大学名誉教授 佐々木 享

The Review of Studies on Vocational Education and Training in Modern Japan

Susumu SASAKI

はじめに—課題と分析視角—

本稿で取り上げる検討対象は、第二次大戦前の工業学校及び戦後の高等学校工業科、及び公共的職業訓練と企業内職業訓練で、これら教育・訓練を発展させてきた思想、制度の内容と歴史、その教育課程と教授法などに関する教育学の観点からの研究を概観する。日本における教育、訓練は、その障壁は国境より高いと揶揄される所轄官庁の厳しい縄張りのもとで発達し、その影響は研究のあり方にまで及んでいる。すなわち、教育学研究者やその著作は、それを自覚しないままに教育に関する諸事象を文部省が管轄する範囲に限定し、除外する理由を明示することなく職業訓練をのぞいていることが圧倒的に多い。

もちろん重要な例外もある。日本におけるこの分野の最初の研究である細谷俊夫の『技術教育』（1944年）は、学校教育における職業教育のみでなく、職業訓練をも視野に入れていた。1960年に細谷らの提唱で創立された日本産業教育学会は、学校における職業教育と学校外で行われる職業訓練とを研究の視野に入れている。また国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第9、10巻（1974年）は、「文部省所管外の教育機関ないし養成施設や各種団体の諸活動、企業内の教育活動をも積極的にとりあげ」、これを「産業教育」と題していた。なお先の『技術教育』を拡充した細谷の『技術教育概論』（1978年）は、今日なお技術教育に関する最も包括的な研究である。

1. 職業教育

1-1. 第二次戦前の学校教育における職業教育

1-1-1. 近代的学校制度の発足

日本では幕末までに庶民に読み・書き・算術を教える寺子屋が発達していた（石川謙『近世庶民教育史』1947年）。日本人の識字率は幕末の段階ですでに同時期の欧米諸国のそれに比較しても極めて高かったというD・ドーア『江戸時代の教育』（松居弘道訳、1970年）の指摘は、日本の近代化を考える場合の重要な条件として注目される。

1872年に教育制度に関する最初の包括的な法令である「学制」が制定され、近代的な学校教育制度が創設された。初等普通教育制度は小学校に単一化された。「学制」の構想は、オランダ、フランス、あるいはアメリカなど制度に学んだという説もあるが、今日の通説では、いくつかの国の制度を折衷した日本独自のものとされている。

1-1-2. 「実業教育」の概念の成立

明治以前の町人の世界で、実社会の生産・流通過程を重んずる「実学」の概念が芽生えていた（1984

年創刊の思文閣刊の雑誌『実学史研究』参照)。明治期に入って「実学」概念の延長上に成立した「実業」概念は、実社会の生産・流通の業務をさした。著名な啓蒙思想家である福沢諭吉は「実業」概念を早くから重視していた。こうした思想的な流れのなかに、西欧の技術や思想に学ぼうとする姿勢が位置づけられた。福沢諭吉は、商業・経済の教育を含めた教育を「実業教育」と称して、その発展に大きく貢献した。

1-1-3. 実業学校の制度と教育

戦前の日本では、職業教育ということばは一般的ではなく、これに代わり「実業教育」が用いられた。1899年の実業学校令により、工業学校、徒弟学校、商業学校、農業学校、水産学校、商船学校など実業教育を施す学校はすべて実業学校とされた。政府は、近代以前には存在しなかった近代的技術を取り入れるために工業学校を設立することには熱心で、普通教育より格段に多額の費用がもたえられる実業教育の拡充については、井上毅(いのうえ・こわし)文相の主導で1894年に実業教育費国庫補助法が制定され、大きな役割を果たした(海後宗臣編『井上毅の教育政策』1968年、東京大学出版会)。

明治期には、いわゆる産業啓蒙家が実業教育の発展に貢献したことが知られる(三好信『近代日本産業啓蒙家の研究』風間書房、1995年)。ことに西欧の技術の進歩を学ぶことは旺盛で、工業学校についても、初期には染色、織物など伝統的産業の学科が多かったが、機械、電気などの近代産業の技術を教える学科もいち早く誕生した(三好信浩『日本工業教育史の研究』風間書房、1989年)。文部省の統計資料によれば、実業学校が存続したほぼ全期間を通して、その卒業生の70パーセント以上は学校で学んだ専門の方面に就職し、近代産業の発展に大きく貢献していた。

実業学校の入学資格、修業年限は中学校のそれと同程度で、その卒業生には中学校卒業者と同じく兵役上の特典、上級学校への入学資格が与えられていた。実際に実業専門学校の入学者の約三分の一は実業学校の卒業生で占められていた(佐々木享「官立実業専門学校の入学試験制度の歴史」『名古屋大学教育学部紀要――教育学科』第30巻、1984年)。

実業学校の教育内容は、日本語、歴史、数学、物理などのいわゆる普通教育科目、当該学校が目的とする職業に関する諸科目および実習から構成されている。実業学校については、文部省による標準的な教育課程が存在せず、教科書検定制度もなかったため、工業学校の学科課程は、学校ごとに異なり極めて多様であった(阿部巽「工業学校を紹介する」『教育』第4巻第9号、1936年)。

第二次大戦末期になってから実業学校の主要な科目について標準的な教科書が発行され始められたことは(原正敏「教育内容研究は敗戦から何を学んだか――技術教育の場合(2)」『教育』1968年9月号)、工業教育の水準向上と統一に大きな影響をもたらした。

1-2. 第二次大戦後における職業教育

1-2-1. 戦後の学校制度改革と職業教育

第二次戦後の教育改革は、学校体系を六・三・三・四制に改め、義務教育年限を15歳までに延長した。こうしてすべての職業教育、職業訓練は15歳以上の者に実施されることになった。中学校卒業者が進む学校は高等学校一種に単一化され、戦前の実業学校が果たしていた役割は、高等学校の中の一つのコースである職業学科が担うことになった。

高等学校への進学率は、1950年代には50パーセント台であったが、その後急速に上昇し、1973年には90パーセントを超えた。中途退学は10パーセント台で、大部分の者は卒業する。これは、おそらく

欧米諸国には見られない現象である。

高校における職業学科生徒数の比率は、1960年前後には約40パーセントであったが、その後職業学科が漸減した結果、1990年代には25パーセントを割るに至っている（佐々木享「工業高等学校の隆盛と衰退――50年の軌跡を顧みる」『産業教育学研究』第30巻第2号、2000年7月）。近年では、職業学科の生徒数の中では、工業科の生徒が最も多い（寺田盛紀「高校職業教育と職業就業の関連構造」、寺田編『キャリア形成・就職メカニズムの国際比較』2004年、晃洋書房）。

1-2-2. 高等学校における職業教育の内容など

戦前とは異なり、工業などの職業教育にも教育課程編成の基準である高等学校学習指導要領が全面的に適用され、その教科書についても検定制度が全面的に適用されている。高等学校職業学科の教育課程は、授業時間の約半数以上を国語、社会、数学、理科などの普通教育に当てて高等学校としての共通性を確保している。職業学科において職業に関する専門教育に当てる時間数は、高等学校のカリキュラム制度の枠組みでは選択制の科目の時間であり（佐々木享「必修制、選択制について」『名古屋大学教育学部紀要――教育学科』第35巻、1989年3月）、実習時間を含めても全授業時数の5割弱である。

工業科の教育では伝統的に製図と実習が重視されてきた。たとえば、1951年改訂の工業科の学習指導要領は、カリキュラムを実習を中心として構成することとし、専門に関するすべての教科科目を実習の関係教科として位置付ける考え方をしめした。この学習指導要領作成には、長谷川淳の影響が大きかった。長谷川淳にはフリックランド Verne C.Fryklund の Trade and Job Analysis, 2nd, 1947. を翻訳した『職業分析』（1949年、実業教科書株式会社）がある。これは、職業教育のための職務分析と作業分析とまとめられる日本にはなじみのない教育方法を日本に紹介したものであった。

1978年以後の高等学校学習指導要領は、職業教育については、専門科目のすべての時間の二分の一以上を実験・実習に当てるよう指示している。また21世紀に入ると、高校職業教育では「情報教育」の科目が必修とされた。

高等学校職業学科の施設設備の拡充については、1951年に制定された産業教育振興法による国庫助成が大きな役割を果たした（佐藤史人「高等学校長協会の活動を通してみた職業教育法制定運動の経緯」、佐々木編『技術・職業教育の諸相』1996年、大空社）。長谷川雅康らによると、産業教育振興法による助成基準が実験・実習のあり方に大きな影響を及ぼしている（長谷川雅康他「工業科（実験・実習）内容の調査報告（その1）」『東京工業大学工学部附属工業高等学校研究報告』第7号、1976年）。

ほとんどすべての工業高等学校は共学を原則としているにも関わらず、1990年にも至っても工業高等学校に学んでいる女子は在籍者の約6パーセントに過ぎなかった。このような女子の選好の偏りが著しい背景には、女子は家庭へという性別役割分業観や企業社会による女子差別があるといわれる（佐々木享「高校における男女共学の現状と家庭科」『名古屋大学教育学部紀要――教育学科』第38巻、1992年）。

現在の高等学校職業教育がかかえている生徒の学力水準の低下などの矛盾やそれを克服する実践的課題については、斉藤武雄・田中喜美・依田有弘編『工業高校の挑戦――高校教育再生への道』（2005年、学文社）を参照。

1-2-3. 高等学校の定時制・通信制と技能教育との連携の制度化

1961年に、認可を受けた一定の職業訓練施設における学習を高等学校の定時制・通信制の単位として認定するいわゆる連携制度が成立した。学校教育と職業訓練とを結びつけるこの制度に注目する研究者

は多い（宮地誠哉「職業訓練と高校の連携」『中等教育と職業生活』川島書店、1978年）。実際にこの連携制度を活用して成功したのは、巨大企業の企業内教育施設であった。

1-2-4. 各種学校と専門学校

日本ではいわゆる正規の学校を卒業することを重視する「学歴」に重んずる傾向を反映して、そこを卒業しても「学歴」と認められない各種学校は、教育研究者にも疎んじられる傾向が強かった。しかし1976年には、各種学校の制度とは別に、各種学校よりも系統的組織的に職業教育を行う専修学校の制度が新たに発足した（倉内史郎・神山・関口『各種学校・専修学校カリキュラムの研究』（野間教育研究所、1977年）、韓民『現代日本の専門学校』（1996年、玉川大学出版部など）。専修学校のうちで高等学校卒業者を入学させる学校は専門学校と呼ばれる。専門学校の発展は著しく、1990年代以降には、高等学校卒業者の約三分の一の者が専門学校に進学するに至っている。ただし、専修学校のほとんど全部は私立学校である。職業教育に対する公的投資を削減し、職業教育を私費負担とする政府の政策が露骨に進められていることを示唆する典型例である。

2. 職業訓練

2-1. 第二次大戦前の職業訓練

2-1-1. 職業訓練関係の用語

戦前から「技能者養成」「徒弟制度」「熟練工養成」「徒弟養成」「年季奉公」など多様なことばが用いられていたが、1958年の職業訓練法制定以前に「職業訓練」ということばが使われることはなかった。その意味で職業訓練法の制定が学界に与えたインパクトは大きかった。職業訓練法は1985年に「職業能力開発促進法」と改編されたが、学界における「職業訓練」ということばの位置は、ほとんど変わっていない。

2-2-1. 第二次戦前の職業訓練の歴史

明治維新の結果、職業選択の自由が確立し、幕末まで一部の分野でみられた徒弟の入職制限、加盟者以外の営業制限をともなうギルドは、完全に崩壊した。お雇い外国人により近代的技術を率先して導入した明治初期の官営工場、鉾山が民間企業に与えた影響は大きかった。そこで行われた職業訓練の多くは、見よう見まねの「伝習」というべきものであった（隅谷三喜男編『日本職業訓練発展史（上）――先進技術土着化の過程』1970年）。

職業訓練については、学校教育とはことなり、政府による特別な施策がとられたことは1930年代までは全くなく、基本的には民間の手にまかされていた。

官営製鉄所のような官営工場や陸海軍の直轄工場である工廠はしばしば採算を度外視して、最新の技術を導入したから、ここで熟練を身につけた労働者が退職して近代的な工場を創立するなど、軍の工廠は職業訓練の世界に大きな影響を与えた。他方で、在来産業の中から成長した職人たちが明治期の地方の機械工業を支えたとする見解（鈴木淳『明治の機械工業』1996年、ミネルヴァ書房）も注目されている。

日本の家屋は第二次大戦後まで基本的にすべて木造であり、その建築は大工を中心とした各種の職人の手にゆだねられていた。これら職人の後継者養成は、概ね、入職制限や営業制限をともなわない状態で年季と呼ばれた徒弟制度で行われていた。しかし、これら職人の後継者養成の方式やその歴史を解明

した研究は知られていない。

1920年代以降になると、大企業では労働移動が減少して永年勤続制が定着し始め、いくつかの大企業は企業内で職業訓練を行うようになった。それは、拡散しがちであった熟練労働者を企業の中に蓄積しようとする動きでもあった(隅谷三喜男編『日本職業訓練発展史(下)――日本の養成制度の形成』1971年)。なお戦前日本が欧米諸国と大きく異なる点の一つはその組織率が小さかったことで、労働組合によるデモーションの規制や熟練度(西欧でいう職業資格)に応じた賃率の規制という慣行は生まれなかった。

2-2-2. 労働政策と職業訓練

1920年代後半に入って農村に失業者を吸収する余力がなくなったことが自覚され、近代史上始めて失業対策(事業)がとられ始めた。その一環として、施設の数も極めて僅かであったにせよ、「職業輔導」の名称で公共的な職業訓練施設が開設され始めた(『職業訓練の課題――佐々木輝雄職業教育論集第3巻』1987年、64頁以下)。

1930年代に入ると、軍需産業を中心に、熟練工の不足が自覚され始め、公共的な職業訓練施設の中に養成訓練課程が開設され始めた(田中萬年『わが国の職業訓練カリキュラム』1986年、燭台舎)。熟練工の養成をめぐる、求められている熟練工は単能工か、多能工か、といういわゆる熟練工論争が起こった(木内誉治「日本に於ける技術水準と技術教育=技能者養成」(『教育』第8巻第1号、2号、5号、1936年)。日本資本主義史上初めて、熟練工問題が広範な人々の間で議論されたことは注目された。

全権委任立法である1938年の国家総動員法の下で、政府は「工場事業場技能者養成令」を制定し、民間の工場、鉱山等に対して一定数の熟練技能者養成を義務づけた。これにより、広範な分野に3年制の定型的職業訓練が始まった。冒頭に紹介した細谷の最初の著作は、この動向に注目して書かれた。しかしこの制度は、第二次大戦末期には崩壊した。

2-3. 第二次大戦後の職業訓練

2-3-1. 敗戦後の職業訓練の改編

敗戦後、占領軍の指令で労働関係が民主化され、短期間に多数の労働組合が誕生した(大河内一男『戦後日本の労働運動』1955年、岩波新書)。戦後日本の労働組合は、企業別に組織され、今日に至るまで労働者の教育訓練にほとんど関心をしめさなかった。

占領軍は文部省以外の省庁が教育施設をもつことを事実上禁止したので、旧通信省や旧鉄道省などの教育施設は壊滅的状况に陥った(山本礼子「占領下における公共企業体職能教育改革――GHQの改革姿勢を中心に」明星大学戦後教育史研究センター『戦後教育史研究』第16号、2002年11月)。

日本には監督者訓練の伝統がなかったので、占領軍を通じて導入された国際的にも有力な定型的監督者訓練システムであるTWIは、労働省の肩入れもあり(雑誌『TWI研究』の刊行)広範な産業分野に急速に普及した。TWI訓練は、経営者たちにそれまでの日本にはなかったForeman(第一線監督者)の概念を導入し、その位置付けを重視させる流れを創出させた点でも注目される(「TWIの導入と職場秩序の確立」隅谷三喜男・古賀比呂志編『日本職業訓練発展史(戦後編)――労働力陶冶の課題と展開』1978年)。

2-3-2. 職業訓練法体制へ

戦後日本主義の復活、技術革新の進展を背景として1958年に制定された職業訓練法は、日本における職業訓練に関する最初の独立した法律である。この法律の制定は、日本における職業訓練の画期となっ

たのみでなく、その研究にも大きな影響をもたらした。職業訓練法の重要な特徴は、①従来失業対策中心だった公共職業訓練の中に養成訓練課程を積極的に位置付けたこと、②企業内訓練を単なる徒弟保護規定にとどめず、積極的に奨励したこと、③国家による技能検定の制度を創設したこと、などであった（「技術革新下の技能教育訓練と職業訓練法の制定」隅谷三喜男・古賀比呂志編、前掲書）。

公共職業訓練施設には、伝統的に地方自治体が設置してきた施設と、失業保険（のちに雇用保険と改称）財源で運用される職業訓練施設とがある。前者は伝統的に転職訓練を重視してきたが、職業訓練法制定以後は両者ともに新規学卒者を対象とする養成訓練課程が拡充された。公共職業訓練の養成訓練課程の訓練基準は労働省により定められている。工業高校の教育課程と比較すると、普通教育の教科は僅かで、実習が圧倒的に大きな比重を占める、しかし、訓練課程の批判的分析は、僅かしか知られていない（前掲、田中萬年『わが国の職業訓練カリキュラム』）。

職業訓練法により創設された国家技能検定の制度は、欧米に類例がない。実施されている職種は、工業関係のみで、流通関連の職種は含まれない。公的資格と異なり、技能検定合格が営業あるいは就業制限に結びつけられることはない。これを賃率に結びつけることには企業側も労働組合も反対しているので、これが賃率に影響することはない。

2-3-3. 職業能力開発促進法体制へ

職業訓練法は、1985年には生涯学習を標榜して装いを新たにした職業能力開発促進法改編され、これをうけて公的職業訓練施設の名称も順次職業能力開発施設と改称された。

田中萬年によれば、1970年代と2000年代の公的職業訓練における設置課程の変遷を見ると、新規学卒者に対する訓練は減少し、転職訓練が2倍以上に、在職者訓練が6倍と急増しているとされる（田中萬年・大木栄一編『働く人の「学習」論－生涯職業能力開発論』2005年、学文社）。

2-3-4. 企業内職業訓練の拡充

職業訓練法により、公共職業訓練以外の職業訓練はすべて企業内職業訓練と位置づけられた。企業内職業訓練は広範な領域で行われ、ことに高度経済成長期以後非常に活発になっている（倉内史郎・宮地誠也・中村重康『企業内教育の動向調査』（『野間教育研究所紀要』第22集、1963年）、倉内史郎・宮地誠也・中村重康『企業内教育の諸問題』（同上、第24集、1965年））。1970年代初頭に行われた大規模な実態調査によると、鉄鋼メーカは例外なく企業内職業教育のシステムをもっていたが、労働者全員に課すのはOJTが中心で、Off JTを含む期間1年以上の訓練を実施するのは基幹的職種と保全職種にほぼ限られているとされている（日本鉄鋼産業労働組合連合会『最近の鉄鋼産業における職業訓練』1973年）。しかし大部分の企業内訓練は、労務管理の一環とするなど企業独自の目的に沿って組織されている（道又健治郎編『現代日本の鉄鋼労働問題－鉄鋼労働力の重層構造と再編・陶冶の実態』1978年、北海道大学図書刊行会）。企業内職業訓練については、公的規制が全く存在しないためもあり、包括的な、少なくとも官庁による統計は知られていない。そのためか、企業内職業訓練に関する研究は今日なお著しく遅れている。